

# 老人福祉総合エリアの管理に関するサウンディング型市場調査 実施要領

令和5年10月30日  
秋田県健康福祉部長寿社会課

## 1. 調査の目的

老人福祉総合エリアは、北部老人福祉総合エリア（大館市）、中央地区老人福祉総合エリア（秋田市）、南部老人福祉総合エリア（横手市）により構成されており、高齢者に対して健康の増進、生きがいの創出及びレクリエーションのための便宜を供与することを目的として設置した施設です。

平成18年度から経営の効率化のため、民間事業者のノウハウ及び能力を活用した指定管理者制度による管理運営を行っています。

各施設については、昭和63年から順次供用を開始し、現在では開設後20年以上が経過しています。特に南部老人福祉総合エリアについては開設後約35年が経過しており、建物の維持管理費が増加しています。今後も施設利用者に対してより良いサービスを提供し、安全に施設を利用できる環境を提供するためには、運営の見直しや個別施設計画に基づく老朽化対策や大規模修繕を円滑に進めていく必要がある一方で、限られた財源の中で費用対効果の改善が課題となっております。

本調査においては、公募要件に関することや効率的な管理運営における経費の削減に繋がる手法等について、幅広く検討するため、民間事業者の意見・提案等を伺うものです。

## 2. 対象用地・施設の概要

所在地	1 北部老人福祉総合エリア：大館市十二所字平内新田237-1 2 中央地区老人福祉総合エリア：秋田市御所野下堤5-1-1 3 南部老人福祉総合エリア：横手市大森町菅生田245-34
土地・延床面積	○施設名：敷地面積、延床面積 1 北部老人福祉総合エリア：100,895.15㎡、7,327.28㎡ 2 中央地区老人福祉総合エリア：166,746.60㎡、9,344.55㎡ 3 南部老人福祉総合エリア：109,218.51㎡、11,113.40㎡
既存建物の概要	1 北部老人福祉総合エリア（築24年） 構造 鉄筋コンクリート造 階数 2階建 施設概要 コミュニティセンター（会議室、研修室、視聴覚室、多目的ホール、茶室、文芸室、陶芸室、木工室、料理室、宿泊室）、屋内運動広場、テニスコート 等  2 中央地区老人福祉総合エリア（築26年） 構造 鉄筋コンクリート造 階数 2階建 施設概要 コミュニティセンター（会議室、研修室、視聴覚室、多目的ホール、茶室、文芸室、陶芸室、木工室、宿泊室） 屋内運動広場、屋内温水プール、緑地運動広場 等  3 南部老人福祉総合エリア（築34年） 構造 鉄筋コンクリート造 階数 2階建 施設概要 コミュニティセンター（会議室、研修室、視聴覚室、宿泊室）、屋内温水プール 等
土地建物の権利状況	土地：北部老人福祉総合エリア（県有地） 中央地区老人福祉総合エリア（県有地）

	南部老人福祉総合エリア（市有地） 建物：県所有
現況	指定管理者制度による管理運営（令和7年度まで）
現募集要項 （一部抜粋）	<p>1 指定管理者に行わせる管理の業務</p> <p>（1）施設の使用の許可、使用の許可の取消し並びに使用の制限及び停止に関する業務</p> <p>（2）施設及び設備の維持管理に関する業務</p> <p>（3）施設の利用を通じた高齢者の健康の増進、生きがいの創出及びレクリエーションの機会の提供に関する業務</p> <p>（4）前3号に掲げるもののほか、施設の管理に関し知事が必要と認める業務</p> <p>※業務の執行については、指定管理者が自ら行うことを原則としますが、部分的な業務については、県の承諾を得て他のものに外部委託することができます。</p> <p>2 管理を行わせる期間（指定期間） 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで（5年間）</p> <p>3 申請をする団体に必要な資格 県内に主たる事務所を有する法人その他の団体であること。</p>
その他	<p>次期公募要件の想定方針（見直し部分）</p> <p>1 指定期間については5年を基本とし、10年以内を一つの目安とした上で、物価変動リスク等を考慮して定める。</p> <p>2 申請に必要な資格等について、秋田県内に事務所等を有する法人その他の団体又は管理開始までに県内に事務所等を設置しようとする法人その他の団体（共同事業体等のグループを含む）であることとする。なお、本社等主たる事務所が県内・県外のいずれでも申請が可能とする。</p> <p>3 利用料金は、県が定める基準額の範囲内で指定管理者が知事の承認を受けて定め、指定管理者の収入とする。</p>

### 3. サウンディング実施スケジュール

実施要領の公表	令和5年10月30日（月）
説明会の参加申込期間	令和5年10月30日（月）～令和5年11月15日（水）
説明会の開催	令和5年11月22日（水）
サウンディング参加申込期間	令和5年12月25日（月）～令和6年1月5日（金）
サウンディング実施日時・場所の連絡 *提案書等の提出期限（事前にある場合のみ）	令和6年1月12日（金）
サウンディングの実施	令和6年1月22日（月）～26日（金）※別途調整
サウンディング結果（概要）の公表	令和6年3月

### 4. サウンディングの内容

#### （1）サウンディングの対象者

老人福祉総合エリアの管理運営等の事業の実施主体となる意向を有する法人又は法人のグループ

#### （2）サウンディングの項目

①効果的な指定期間の設定年数についての意見

(これまで5年を基本としており、次期指定期間は10年以内の設定のうち何年を妥当と考え、その理由、効果など)

②申請に必要な資格要件の提案

(令和5年度時点では、本社等主たる事務所が県内・県外のいずれでも申請が可能としている)

③経費縮減・収益等(施設利用者数、使用料収入)の向上に繋がることの提案

(現在の施設状況・社会情勢を踏まえた適切な利用料金の提案。また、施設管理手法及び指定管理者側で実施する新規の自主事業の提案。)

④老朽化が進む施設の効率的な活用方法

(各施設の今後の利活用・あり方の提案。)

⑤その他、意見、要望

(参入意欲や指定管理者制度以外の手法による管理は考えられるかなど)

※必ず全ての施設に関する対話を行うわけではなく、項目によっては個別の施設に関する対話となっても構わない。

## 5. サウンディングの手続

### (1) 説明会の開催

当該施設の概要等について、サウンディングへの参加を希望する事業者向けの説明会を実施します。

参加を希望される方は、セミナー参加申込みフォームからお申し込みください。

① 申込受付期間

令和5年10月30日(月)～令和5年11月15日(水)

② 申込先

秋田県の公式ウェブサイト <https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/76618>

右の2次元バーコードからも申込可能です。

③ 説明会開催日時

令和5年11月22日(水) 14:30～

(セミナーは13:30から開始しますので、開始時刻が前後する可能性があります。)

④ 会場

Web開催 (Webex)



### (2) サウンディングの参加申込み

サウンディングの参加を希望する場合は、別紙1のエントリーシートにより、期日までに

②の申込先へ電子メールにて申し込んでください。なお、件名には【老人福祉総合エリアの管理に関するサウンディング参加申込】としてください。

① 申込受付期間

令和5年12月25日(月)～令和6年1月5日(金)

② 申込先

秋田県健康福祉部長寿社会課(8. 問い合わせ先のとおり)

### (3) サウンディングの日時及び場所の連絡

サウンディングへの参加申込をいただいた法人又はグループの担当者あてに、実施日時及び場所を電子メールにて御連絡します。希望に沿えない場合もありますので、予め御了承ください。

#### (4) 提案書等の提出（事前に資料提出がある場合のみ）

サウンディング事項についての意見・考え等を記載した提案書を事前に提出してください。  
その他、必要に応じて、補足資料（イメージパース、配置図等）も提出してください。

- ① 提出期限  
令和6年1月12日（金）
- ② 提出先  
秋田県健康福祉部長寿社会課（8. 問い合わせ先のとおり）

#### (5) サウンディングの実施

- ① 実施期間  
令和6年1月22日（月）～26日（金）午前10時～午後5時
- ② 所要時間  
30分～1時間程度
- ③ 場所  
秋田県庁本庁舎2階 長寿社会課（予定）
- ④ その他  
サウンディングは参加事業者のアイデア及びノウハウの保護のため個別に行います。  
サウンディングの実施に際して、(4)の提案書等とは別に説明のために資料の提出が必要な場合には、提出分として3部御持参ください。

#### (6) サウンディング結果の公表

サウンディングの実施結果について、概要の公表を予定しています。なお、参加事業者の名称は公表しません。また、参加事業者のノウハウに配慮し、公表に当たっては、事前に参加事業者の内容の確認を行います。

### 6. 留意事項

#### (1) 参加事業者の取り扱い

サウンディングへの参加実績は、事業者公募等における評価の対象とはなりません。

#### (2) 費用負担

サウンディングへの参加に要する費用は、参加事業者の負担とします。

#### (3) 追加対話への協力

本サウンディング終了後も、必要に応じて追加の対話（文書照会を含む。）やアンケート等を実施させていただくことがあります。その際には御協力をお願いします。

### 7. 別紙・参考資料

- ① サウンディング・エントリーシート（別紙1）
- ※ 説明会資料は、あきた公民連携地域プラットフォーム事務局より、5（1）の説明会の前日までにメールにて送付します。

### 8. 問合せ先

質問等がある場合は下記までお問い合わせください。

- |   |
|---|
| <p>○サウンディングに関すること【事業主管課】<br/>秋田県健康福祉部長寿社会課 調整・長寿社会推進チーム 山田<br/>〒010-8572 秋田県秋田市山王四丁目1番1号<br/>電話 018-860-1361 E-mail:chouju@pref.akita.lg.jp</p> <p>○説明会に関すること【あきた公民連携地域プラットフォーム】<br/>秋田県総務部行政経営課 公民連携・施設チーム 二木、渡邊<br/>〒018-8570 秋田県秋田市山王四丁目1番1号<br/>電話 018-860-1053 E-mail:gyousei@pref.akita.lg.jp</p> |
|---|